



Kobe University Repository : Kernel

Title	第3回韓国併合再検討国際会議：「合法・違法」を超えて
Author(s)	木村, 幹
Citation	日本植民地研究, 14:
Issue date	2002-06
Resource Type	Article / 一般雑誌記事
Resource Version	author
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90000398

Create Date: 2014-02-12



第3回韓国併合再検討国際会議(Final Conference of "A Reconsideration of the Annexation of Korea")参加記 — 「合法・違法」を超えて

神戸大学大学院国際協力研究科 助教授

木村 幹

第3回韓国併合再検討国際会議は、2001年11月16日、17日の両日に渡り、アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市のシェラントン・コマンダーホテルにて、同市所在のハーヴァード大学の全面的な協力により行われた。その名称からもわかるように、同会議は同年1月にハワイにて行われた第1回会議、及び同じく4月東京都多摩市にて行われた第2回会議を引き継ぐものであり、また、これら一連の「韓国併合」を巡る国際会議のいわば締めくくりの役割を持つ会議として行われたものである。会議には、都合、日本側5名、韓国側4名に加えて、ハーヴァード大学及びその近郊における多数の東アジア研究者、更には、その他の欧米や日本からも多数の参加者を迎えて行われた。以下はこの会議に日本側参加者の一人として参加した筆者による、同会議の参加記である。

本会議の目的は明確であった。それは90年代、主として李泰鎮(ソウル大学)・海野福寿(明治大学)両氏を中心に、再び活発に行われた韓国併合の「合法性」を巡る議論に一つの解決を与えんとすることであり、そのことはこの会議、そしてそこに至るまでの過程が、一貫して韓国側の強いイニシアチブによって導かれたことから明らかであろう。背景にあったのは、韓国側の明白な外交的思惑であったと思われる。即ちそれは、1965年の日韓条約において曖昧なままに処理された両国の「過去」を巡る議論に対して、今後、より正確には、会議が構想された時点において今後行われるであろうと予想されていた、日本と朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)との間の国交正常化交渉の場を利用して、事実上、韓国学会が北朝鮮をサポートする形で、自らが曖昧にしか処理できなかった「過去」の問題に対して、日本にその責任を認めさせようとする思惑であり、その意味で本会議は当初から強い政治的意図を帯びたものであったといえる。そのような会議の性格は、この会議をして、学術的なものとしては、極めて異例なまでの、明確で対立的な論点を有するものとさせることとなる。即ち、会議の最大の焦点は、韓国併合の「違法性」を主張する韓国側の議論が受け入れられるか否かであり、それは何よりも、各々の報告者が自らの自由な見解を自由に展開した日本側参加者とは対照的な、この会議における韓国側報告者の入念な準備と、「違法性」主張に向けられた一致した議論のあり方に良く表れていた。

議論の焦点となったのは、1910年の韓国併合に先立ち、1905年に日韓の間で締結されたい

いわゆる「第 2 次日韓協約」の法的有効性であった。韓国側の理解によるならば、韓国併合とそこに至るまでの一連の条約に至るまでの過程は、この第 2 次日韓協約により、韓国が日本に外交権譲渡を強制されたことが重要な契機となっており、それ故、この協約の有効性が否定されるなら、輒それは日本による韓国併合は違法なものとなり、いわゆる日本植民地支配は、日本帝国主義による、違法な「強占（強制的軍事占領）」とされる。

韓国側の以上のような前提については、後に論じるとして、このような理解を大前提として、韓国側は、この第 2 次日韓協約の「違法性」の理由を次のように歴史的・法的に構成した。即ち、その論拠の第一は、嘗て、90 年代中盤以降、李泰鎮・海野両氏の間で活発に繰り広げられ、その結果、今日では広く知られることとなった、いわゆる「強制による条約無効」の議論である。そこで主張されるのは、1905 年に締結された第 2 次日韓協約（いわゆる保護国条約）は、日本側の強制により、韓国側が無理やり締結されたものであり、その条約締結の手続には重大な瑕疵が存在する。手続きの瑕疵が存在する以上、この条約が無効であることは明らかであり、それ故当然、この条約を前提としてその後到来する韓国併合そのものも無効である、ということである。

勿論、このような手続きの瑕疵にその根拠を求める、韓国側の主張には、それが越えなければならない一定のハードルが存在する。言うまでもなく、その第一のハードルは、そもそもの「強制」の内容である。周知のように国際法においては、ある特定の条約の有効性を否定する根拠として、その締結過程における「強制」の存在が主張される場合、この「強制」は、条約当事国そのものに対してではなく、条約締結に当たる国家の代表者そのものに対してのもでなければならない、とされるのが通常である。国際法が「国家に対する強制」と「代表に対する強制」を区分するのは、現実の様々な条約締結過程において、力のある国が、それを有さぬ国に対して、明に或いは暗に、自らの強大な力の存在をちらつかせ、これを以て条約締結過程そのものを有利に運ぼうとすることが頻繁であり、そのような状態において「国家に対する強制」による条約無効を認めることは、国際社会に現に存在する様々な条約、更にはそれらによって構成される国際法秩序を揺るがしかねない、からである。従って、問題はそのような「代表に対する強制」と言えるものが存在するか否かであり、議論はこれを歴史的に証明できるか否かに集約されることになる。

本会議、そしてそこに至るまでの一連の議論の特質は、この「代表に対する強制」を巡る議論が、条約に実際に署名を行った当時の韓国側外務大臣に対する強制のレベルではなく、もう一段上に存在する、当時の大韓帝国における主権者であった高宗（光武皇帝）に対して、直接的な強制が行われたかを巡って争われたことであり、その結果、この会議の最大の論点の一つは、

それを強く主張する李泰鎮氏がそのことを歴史的に論証できるかであった。結論から言うなら、この点について李泰鎮氏は、既に第2回会議において海野氏から指摘されていた、李泰鎮氏が最大の根拠として引用する文献に対する疑義に、有効な反駁を行うことがなく、結果、実際に皇帝に対する強制が存在したことを直接的に証明することはできなかった。勿論、そのことがこの時、日本側が高宗個人に対する強制・脅迫を行わなかったことを証明するものではないことは、言うまでもなからう。寧ろ、明らかになったのは、この点を証明することが困難であること、言い換えるならば、この点を突き詰めてゆくことにより、第2次日韓協約の無効、更には、韓国併合そのものの無効を証明することが、如何に困難であるか、であったということができよう。

このような自らの論議の弱点を補う為に李泰鎮氏が本会議において展開したのは、寧ろ、第2次日韓協約の締結手続における、他の部分における様々な瑕疵、或いは、異常性の指摘であった。氏の多岐に渡る指摘を、過度の簡略化を承知で筆者なりにまとめるなら、その議論は二つに集約されることとなると思われる。その一つは、同条約に証明した韓国外務大臣に対する全権委任状の欠如や、協約に対する国王の批准の欠如など、条約締結過程における手続そのものに対する不適切性の指摘であった。この点については、既に事実そのものは確定した状態にあり、問題は寧ろ、これらと協定の有効性を関係付ける、当時の条約手続とその有効性をめぐる国際法を如何に判断するか、という法的、或いは法史的な議論へと連結されることとなる。もう一つの、そして歴史家である李泰鎮氏による指摘としてより重要であったのは、この協約の締結過程が、当時の大韓帝国の憲法に相当する「大韓帝国国制」に定める手続きに反しており、それ故無効である、という指摘である。それは法的には、国内法の規定を根拠に、条約の無効を主張するものであると言うことができよう。これに対しては、既に先立つ会議において、原田氏から「大韓帝国国制」に定められた諸規定が当時、どの程度まで実際に履行されていたかが不明確であり、それを基に大韓帝国の現実の「国内法」を判断することの不適切性が指摘されていた。が、より重要であるのは、通常考えられている「国際法は国内法に優越する」という国際法と国内法の関係を規定する大原則を、この議論が如何に乗り越えるかであり、この点が明確にされなかった以上、この議論もやはり、韓国併合の違法性を巡る議論に直接的な解決を与えるものとなることは、困難であったろう。この点については、同じく手続き的な部分についての指摘を中心に展開された、康成銀氏（朝鮮大学）の議論も同様であったろう。何れにせよ、それまでの「代表に対する強制」を巡る議論より遥かに困難な、「何がどの程度まで行われれば、条約の法的効力が否定されるか」という、条約締結当時の国際法を巡る議論が必要であり、これらの李泰鎮氏の指摘は、一連の過程の異常性を指摘し、これらに対する歴史的・法的議論を呼び起こす

ものでこそあれ、直接的に条約の効力無効を証明するものということとはできない。

勿論、議論は条約締結の手続きについてのみに向けられた訳ではない。この点において重要であったのは、韓国側、特に金基ソク氏(ソウル大学)によって主張された、そもそもの議論の前提となる、主権者たる高宗の意思を確定しようという一連の試みである。言うまでもなく、仮に高宗の意志が、条約に表明されたものと異なることが証明されたとしても、それが条約そのものの無効に結び付けられるためには、引き続き、そのような錯誤ある意思表示が行われるに至った原因と責任の所在の解明が行われ、最低限、それが日本側の行為による結果であることが明らかにされなければならない、と考えられるが、ともあれ、この作業は条約の「実質的内容」に迫るものとして、単なる法的議論の準備作業としてのみならず、歴史的議論としても、基礎的でこそあれ極めて重要なものであったといえることができる。加えて、この点については、第2次日韓協約に関わる高宗の一連の意思表示が、主として欧米列強に対するアピールとして行われたことの結果として、比較的良好に知られた、信頼のおける資料による構成することが容易であり、その意味で、この議論は、韓国併合の合法性・違法性を直接的に議論しようとする本会議全体の中では、あくまで李泰鎮氏の議論に対する補完的な役割を果たすものでしかあり得ないが、にも拘らず、先の李泰鎮氏の主張に比べるならば、相対的に「手堅い」ものであったと断言できよう。

とはいえ、このような金基ソク氏の主張も、本会議ではそれがそのまま受け入れられた訳ではなかった。この点について注目されたのは、原田氏によって指摘された、大韓帝国内における、全く異なる高宗の意思表示の存在であった。原田氏によれば、国外に対しては条約締結過程における日本側からの強制の存在を理由に、当該協定が無効であることを主張する高宗が、この協定を結んだことを非難する国内の勢力に対しては、寧ろ、それが主権者たる自らの意思に適ったものであり、それ故、当該協定は有効である旨主張されている、とされる。原田氏との若干の解釈の相違を承知で、筆者の見解を述べるならば、このことはこの時期、或いはそれ以前から、高宗は必ずしもこの問題に対して確固たる意志を有しておらず、寧ろ、状況の変化に対して、よく言えば柔軟に、悪く言えば機会主義的に対応していたことを意味しているのであろう。実際、自身が国王の地位に就いてから後における、高宗の柔軟な政治の方針の変更は数多く見ることができる。韓国併合に対する法的解釈を巡るものとしてはともかく、寧ろ、当時の大韓帝国に対する歴史的な理解を巡る議論として、今後注目してゆくべき議論である、ということができよう。

日韓両国の歴史学者の間での議論が、以上のような、従来から持ち越された明確な論点を持った、悪く言えば従来からの議論の枠組みを出ないものであったのに対し、他の分野、そして日韓以外の地域からの参加者の議論は、このような「歴史のしがらみ」を離れた自由なものであ

た。笹川克典氏(国際基督教大学)の、膨大な国際法テキストに対する調査に基礎を置く、主として、これらテキストが第2次日韓協約をどのように議論しているか、そして、これらテキストにおいて「強制による条約」がどのように議論されているか、を巡る議論は、その主たる論争相手である坂元茂樹氏(関西大学)が本会議に欠席したこともあり、若干、それまで2回の会議に参加しなかった者達には、理解の困難な傾きを有するものとなった。同氏が一貫して主張したのは、韓国併合の合法性の主張と根拠となる法的議論は、その当時において、未だ必ずしも明確なものではなかった、ということであったが、この議論は、皮肉なことに、韓国側の議論をサポートしようという笹川氏自身の明確な意図に反して、他の報告者の報告ともあいまって、韓国併合、更には、第2次日韓協約当時の国際法を定めることが、如何に困難であるかを証明するものであるかに思えたのは、決して筆者だけではなかったであろう。この点について、テキストではなく、当時の列強、特にイギリス政府による一連の条約に対する理解と解釈を中心に議論したのは、キャティ氏(ダービー大学)であった。同氏は、以前の会議から一貫して、「そもそも国際法といえるものが存在したかどうかさえ疑わしい」帝国主義全盛の時代において、特定の条約の合法・違法を判断するに足る「法」を発見することは、困難である、と主張していたが、その延長線上のものとするなら、本会議における氏の報告は、条約に対する当時の列強の見解を紹介することにより、当時の「法」が現実的な列強の「力」に対して如何に劣位に置かれていたか、また、当時の国際社会が如何に法そのものや、法的手続きを軽視していたかを示すものであった、というなら言いすぎであろうか。

同様の点において、キャティ氏よりも更に踏み込んだ見解を披露したのは、クロフォード氏(ケンブリッジ大学)であった。氏によるならば、そもそも当時の国際社会においては、国際法は文明国相互の間にのみ適用されるものであり、この国際法を適用するまでの文明の成熟度を有さない国家に適用されるものではない。言い換えるなら、文明国と非文明国の関係は、文明国相互においてと同様に国際法によって規定されるようなものではなく、それ故、前者においては、後者において必要とされるような手続きは必ずしも必要とされる訳ではない。極論するなら、通常、そのような文明国と非文明国との関係の一類型として登場する、植民地化する国と植民地化される国の関係においては、その最終段階 — 即ち、植民地化 — そのものにおいて必ずそれが「条約」の形式を必要とする、とさえ言うことができない。当時において寧ろ重要であったのは、このような特定の文明国と非文明国との関係が、他の文明国によってどのように受け止められていたかの方であり、単純化するというなら、植民地化において「法」が存在していたのは、正にそこにおいてのみ、であった。そのような意味において、日本による韓国併合は、それが英米をは

じめとする列強に認められている以上、仮令、どのような大きな手続き的瑕疵があり、また、それが非文明国の主権者の意志にどれほど反していたとしても、当時の国際法慣行からするならば、「無効」と言うことはできない。

既に以前の会議から明らかになっていたように、韓国側の主張の最大の限界が、歴史的事実の側においてより以上に、当時の国際法の状況にあることは明らかであった。そして、本会議の議論が最終的に、「韓国併合が違法か否か」を巡るものである以上、この点を避けて議論することが事実上不可能であることも、また、余りにも明らかであった。論理的に考えるなら、ここにおいて韓国側、或いはこれをサポートする人々が自らの主張を貫徹するのであれば、とり得る選択肢は二つしかなかった。その一つは、上述のような欧米の国際法学者達の意見に対抗して、彼等の意見を支える国際法を実証法的に「発見」し、「確定」する試みである。先に紹介した笹川氏の議論は、正にこれを目的としたものであったろうが、既に述べたように、それが依然、模索の過程にあり、何らかの結論を「確定」したという段階に至っていないことは、明らかであった。しかしながら、より重要であったのは、韓国側にはとり得べき道がもう一つあった、ということである。即ち、それはこれまで紹介した法学者達の取っていた「実証法的」議論から、何らかの理想主義的 — 例えば、自然法的 — 議論へとその足場を移し、実証法的議論においては避けることのできない「当時の国際法」を巡る議論から離脱して「あるべき法」を直接的に議論する方向へと転換を行うことであった。事実、既に以前の会議から、そして本会議においても、実証法的議論がなされる一方で、「法は正義に適ったものでなければならない」と言った形の自然法的議論が、韓国側参加者、例えば、今回も報告者であった白忠鉉氏（ソウル大学）や、李根寛氏（建国大学）の報告や発言の端々に、素朴な形ではあれ、頻繁に現れており、韓国側が後者を中心にその議論を再構成することは決して不可能ではなかった。実際、今日活発に主張されるようになった、先住民族の権利等を巡る議論や、他の地域における植民地支配を巡る議論は、明確なこの方向性を有しており、仮に韓国側がそのような主張を行ったとしても、その試みは決して国際的に孤立したものとはならなかったかも知れない。

しかしながら、本会議において最も興味深かったのは、結局、韓国側参加者が誰一人として、このような法的議論の根本的転換を行うことなく、それが帝国主義時代における、列強の為の法として作られていた、20 世紀初頭の国際法の枠組みから離れることができなかった、ということであろう。結論的にいうなら、本会議において、「韓国併合は違法である」という韓国側の主張が、欧米の研究者、就中、国際法を専門とする欧米の研究者によって、全く受け入れられなかった、のは、このような韓国側主張の論理構造によるものである、と言えようし、それ故、少なくとも議

論の一貫性、という意味では、韓国側の議論は最初から重大な欠陥を有していた、というべきであらう。

筆者 — それも本会議において韓国併合の合法・違法を議論するものとして参加する筆者ではなく、韓国ナショナリズム研究者としての筆者 — にとって、本会議の議論に参加して最も興味深かったのは、このような極めて基礎的な法的議論などに、当に承知していない筈がない韓国側の参加者が、ついにこの点について明確な回答を出さなかった、ということであった。そのような韓国側の姿勢が最も象徴的に現れたのが、この点について直接的な質問をぶつけた筆者に対して、韓国側における国際法的議論を束ねる存在である、白忠鉉氏が、これに対して回答を留保した、という事実であったろう。それは、一言で言うなら、一連のこの国際会議の締めくりである第 3 回会議においてさえ、韓国側は、この点についてついに一貫した方針を出すことができなかった、ことを意味している。

韓国側の議論のその根本部分における不徹底性と、それを齎した実証法主義への拘泥の原因。想像力を逞しくして、この点について仮説を提示するなら、それは恐らく、次の二つであったろう。その第一は、韓国の植民地化、更には韓国そのものを、他の植民地化されたアジア・アフリカ諸国と同列に扱われることへの心理的抵抗である。この点については、韓国側の歴史的事実を対象にした議論の方向性にもよく現れていよう。例えば、李泰鎮氏による、韓国を日本と対等な「文明化」を遂げた立憲君主国家である、とする議論は、同時に彼が紹介したエピソード、ソウルの路面「電車」は東京のそれよりも歴史的に先んじたとも合わせて、その方向性を明確に示して言えよう。言うまでもなく、本来、当時の国際法において重要であったのは、わが国の条約改正を巡るそれにも端的に現れているように、「当時の事実」、そのものよりも、寧ろ、「当時の（列強の）認識」であり、この議論は本来、本会議に関係あるような議論としては、余り意味のあるものと言うことはできない。にも拘らず、このような主張が示す、現在の韓国人における過去への認識を示すものであるとするならば、それ自身、極めて興味深いものであると言うことができよう。現在の韓国のみならず、過去の韓国をも国際社会に認めさせる。その意味でこの主張は、過去のそれよりも、寧ろ現在の韓国の何かしらかの部分を示している。

韓国側を実証法的議論の泥沼へと向かわせたもの。その第二は、言うまでもなく、現実的な政治的配慮であったろう。先述のように、本会議、更には、それを取り巻く 90 年代以降の議論が、日本と北朝鮮との国交回復交渉を念頭に置いたものであったことは周知の事実であり、それ故、それは「学問的に一貫はしていても、現在の国際法を巡る状況においては、即座には認められがたい議論の枠組み」を通じて議論することを避け、「学問的に極めて困難であっても、現在の

国際法を巡る状況において、既に認められている議論的枠組み」に依拠して議論する他はなかった。その意味で、政治的思惑を以てはじめられた今回の会議、更には、そこにおける韓国側の議論は、結局はその政治的思惑によって、自らの発展を妨げられた、というなら些か言いすぎであらうか。

韓国側が実証法的枠組みと自然法的枠組みの間で、その姿勢を明確にしなかったこと、は、結果として、本会議、そしてそこに至るまでの一連の会議における、歴史的観点からの分析を不十分なものとさせることとなった。即ち、本来なら、「韓国併合とは何であったか」、更には、「(合法・違法論を離れて)韓国併合が『不当』だとするならば、何が『不当』であったのか」を歴史的に検証する絶好の場であった本会議は、そのような場としては、極めて限定された意味しか持つことができなかった。その意味において、日韓の角逐から距離を置くことのできる、欧米の歴史研究者は冷静であったと言うことができよう。本会議における、ダデン氏(コネティカット大学)の新渡戸稲造のそれを中心とする日本植民地政策を巡る議論、更には荒井信一氏(茨城大学)の日本の国際法実践を巡る議論は有意義なものであったと言えよう。

同様の意味でより大きな意味を有したのは、ダイク氏(ハワイ大学)のアメリカ合衆国によるハワイ併合に関する報告であったろう。とはいえ、ここで注意されなければならないのは、このハワイ併合が、本会議において議論された韓国併合に関する議論とどのような関係を有しているかについては、決して簡単ではない。ハワイに関してアメリカが行ったのは、正にその支配の「不当性」を認めて若干の補償を行い、政治的解決を図る、というものであり、韓国側が求めているものとは明確に異なるものである。ダイク氏がいみじくも述べたように、このような議論において重要なのは、法的・技術的な分析よりは、寧ろ、それを取り巻くより大きな歴史の実像を明らかにすることであり、その中で「力のある国」とそうでない国、また、その中で権利を侵害される人々の立場を如何に考え、必要ならば如何に救済するか、ということであろう。その意味で、本会議がダイク氏の言う「技術的」な部分を中心としたものとしたことは、大きな問題があったというべきなのではなかろうか。何れにせよ、ダイク氏の報告が氏自身の意図を離れて我々に投げかけているのは、我々はそろそろ真面目に「不当性」の方にも向き合わねばならない、ということであつたらう。

最後に、様々な問題を抱えていたとはいえ、本会議、そして一連のそこに至るまでの国際会議が無意味なものであった、ということを筆者は言わんとするのではない。重要なことは、今回のこの会議においては、政治的・信条的に微妙な問題をはらんだこの問題を議論するに当たって、日韓双方の研究者が、極めて論争的な環境ではありながらも、国際社会の前で、冷静に議

論し得たこと、そして、その結果として、これまでの議論が如何に、全体としての問題の中で、些少な部分を議論しているに過ぎず、我々が如何に何も知らないか、そしてそれが時に如何に障害となっているか — 事実のみではなく、それを議論する枠組みについても — を確認し得た、ということであろう。

勿論、そのことは日韓が交流を深めていけばよい、ということの意味しない。ビジネスや政治の現場でそうである様に、交流の活発化は、同時に両国の間の軋轢が起こる機会をも増やすこととなり、或いは、それは時に、日韓双方や、日韓内部での研究者間の対立をも深刻化するかも知れない。否、断定的な表現が許されるのであれば、そのような深刻な機会に、我々、何かしらの「日韓」を取り巻く問題に関る者達は、直面することがこれから必ずや増加することとなろう。しかしながら、重要なことは、対立を避けて、徒に樂觀的で「耳心地の良い」議論ばかりを行うのではなく、寧ろ、各々の研究者自らが、自らのプロフェッショナルな領域で、冷静に議論を戦わせることであり、その意味で、本会議は一つの模範となり得るものであったろう。また、この会議を開催するに当たって、尽力された各方面の方々の苦労には大きなものがあり、一参加者として、その労をとられた方の存在あって、この会議が成立していたことを、読者諸氏にお伝えしたいと思う。

最後に、蛇足ではあるが、会議開催後一ヶ月以上を経た今日、マスコミのそれを含めて、本会議に対して様々な報道や報告がなされている。しかしながら、その多くは、会議の一面のみを捉えて誇張したものや、極端なものとしては、満足に取材もせずして記事を執筆し、会議の実相とは全く異なる報道をしているものさえ存在する。一参加者として、このような行為は、会議における報告者やコメンテーター、更には傍聴者をも含めた参加者や関係者に対する冒瀆意外の何者でもない、と言うことを指摘したい。この点について、研究者が冷静に議論するに当たり、それを取り巻く社会の側の良識が如何に重要であり、その欠如が如何に障害であることを認識できたことは、本会議に参加した結果得られたもう一つの大きな成果であった、というなら、皮肉に過ぎるのであろうか。

参考・会議での報告者と報告表題一覧

李泰鎮(ソウル大学)

“Procedural Illegality of Treaties for Divesting Korea of its Sovereignty (1904–1910)”

金基ソク(ソウル大学)

“Emperor Kwan-Mu’s Freedom Fighting against Japanese Invasion in 1905 and after”

海野福寿(明治大学)

“Reevaluation of Yi Taejin’s Theory of Invalidity of the Annexation Treaties: The Forms and Procedures”

原田環(広島女子大学)

「第二次日韓協約について」

荒井信一(茨城大学)

「日本の対韓外交と国際法実践」

康成銀(在日本・朝鮮大学)

「一次史料から見た『乙巳五条約』の『締結』過程 ― 歴史の偽造と歴史認識」

Alexis Dudden (コネティカット大学)

No title (with papers)

Anthony Carty (ダービー大学)

No title (without papers)

Jon Van Dyke (ハワイ大学)

“Comparing the Annexation of Korea by Japan to the Annexation of Hawaii by the U.S.”

笹川紀勝(国際基督教大学)

“Old Treaties between Japan and Korea (1904–1910) during the Time of “Classical” International Law”

李根幹(建国大学)

“The Theory of Duress in the Laws of Treaties Revisited – With Particular Reference to the Japanese Annexation of Korea

Read by David R. McCann

“The Illegality of the 1905 Convention between Korean and Japan”

白忠鉉(ソウル大学)

“Japanese Annexation of Korea from International Law Perspectives”

註・報告のタイトルは原則として、当日のスケジュール表記載のものとし、同表に報告等のタイトルが記載されていなかったものについては、提出されたペーパー等を基に記述した。